

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	NHKに係る国会論議 －「新しいNHKらしさ」の追求に向けた取組－
著者 / 所属	遠藤 和宏 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	438号
刊行日	2021-9-10
頁	31-44
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210910.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210910.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## NHKに係る国会論議

### — 「新しいNHKらしさ」の追求に向けた取組 —

遠藤 和宏

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. NHKをめぐる最近の主な動き
  - (1) 「NHK経営計画(2021-2023年度)」の策定
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対応のための取組
  - (3) NHKかんぼ問題に係る経営委員会の議事録公開
  - (4) 国会の動き
3. 国会論議等
  - (1) 保有するメディアの整理・削減
  - (2) インターネット活用業務(NHKプラス)
  - (3) 訪問によらない営業活動への移行
  - (4) 受信料の引下げ
  - (5) 放送センターの建替え
  - (6) 新型コロナウイルス感染症対応のための取組
  - (7) NHKかんぼ問題に係る経営委員会の議事録公開
4. おわりに

#### 1. はじめに

日本放送協会(以下「NHK」という。)の「2020年国民生活時間調査」<sup>1)</sup>によれば、平成27年の前回調査と比べ、1日にテレビを見る人が85%から79%に減少し、特に若年層においては、インターネットの利用時間がテレビを上回るなど、国民全体のメディア利用の様相が大きく変わっていることが指摘されている<sup>2)</sup>。また、昨今の新型コロナウイルス

<sup>1)</sup> NHK「2020年国民生活時間調査」(令3.5.25) <[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20210521\\_1.pdf](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20210521_1.pdf)>。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は令和3年8月31日である。

<sup>2)</sup> 渡辺洋子ほか3名「新しい生活の兆しとテレビ視聴の今～「国民生活時間調査・2020」の結果から～」『放送

感染症の感染拡大の影響により、NHKは、全国的に訪問営業を停止するなどの措置を余儀なくされており、NHKにおいては、これらの社会環境の変化に適応していくことが求められている。

こうした中、NHKは、令和3年1月に「NHK経営計画（2021-2023年度）」を公表するなど、「新しいNHKらしさ」の追求に向けた様々な取組を打ち出している。

本稿では、NHKをめぐる最近の主な動きを紹介するとともに、それに係る第204回国会（令和3年常会）における議論を概観していきたい。

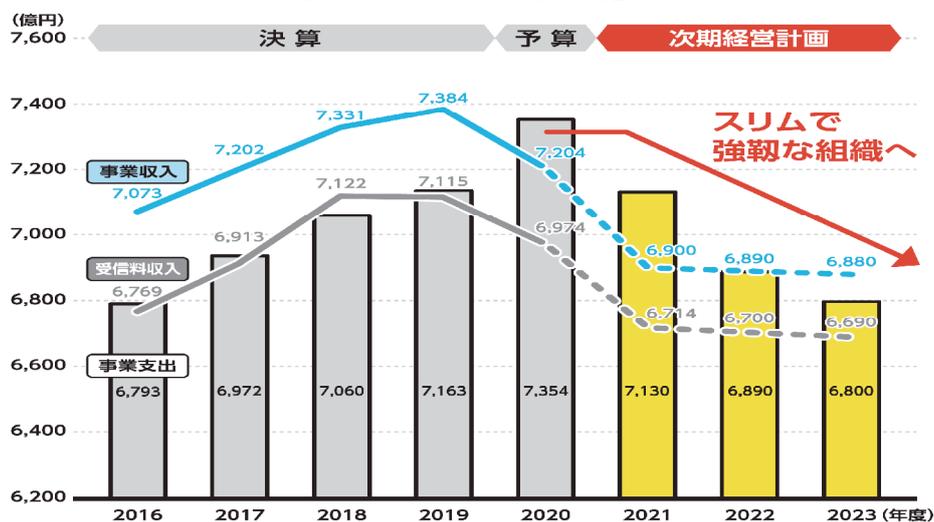
## 2. NHKをめぐる最近の主な動き

### （1）「NHK経営計画（2021-2023年度）」の策定

NHKは、令和3年1月、令和3年度から令和5年度までの中期経営計画となる「NHK経営計画（2021-2023年度）」（以下「経営計画」という。）を公表した<sup>3</sup>。経営計画では、既存業務を抜本的に見直し、保有するメディアの整理・削減や、訪問によらない営業活動への移行などの改革を行い、3年間で550億円規模の支出削減を進める一方、経営資源をNHKならではのコンテンツの取材・制作に集中させ、「スリムで強靱な「新しいNHK」」へ変えるとした（図表1参照）<sup>4</sup>。

なお、前田NHK会長は、「新しいNHKらしさ」について、「新しい時代に合ったNHKらしい番組を作る、民放のまねをしないという意味でもございますし、NHKしかできないものを作る、そういう意味でキーコンセプト」にしたと説明している<sup>5</sup>。

図表1 3か年の収支の見通し



（出所）NHK「NHK経営計画（2021-2023年度）説明資料」

研究と調査』(令3.8.1) 28頁<[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20210801\\_8.html](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/20210801_8.html)>

<sup>3</sup> NHK「NHK経営計画（2021-2023年度）」(令3.1.13)<[https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023\\_keikaku.pdf](https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023_keikaku.pdf)>

<sup>4</sup> NHK「「NHK経営計画（2021-2023年度）」議決を受けて」(令3.1.13)<[https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023\\_comment.pdf](https://www.nhk.or.jp/info/pr/plan/assets/pdf/2021-2023_comment.pdf)>

<sup>5</sup> 第204回国会衆議院総務委員会議録第2号11頁(令3.1.26)

## ア 保有するメディアの整理・削減

経営計画では、衛星波のうち、右旋<sup>6</sup>の3波（BS1・BSP・BS4K）について、令和5年度中に2K（BS1・BSP）のうち1波を削減するとし、「将来的には4Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進め」とした。音声波（ラジオ）については、「2025年度に現在の3波（R1・R2・FM）から2波（AM、FM）へ整理・削減する方向で検討を進め」とした。

## イ インターネット活用業務<sup>7</sup>

令和2年4月から「NHKプラス」<sup>8</sup>のサービスを開始しているインターネット活用業務については、「NHKのコンテンツにいつでもどこでも触れられるようインターネットを適切に活用」していくとし、地方向け放送番組の提供やインターネット活用業務実施費用の抑制的な管理に向けた体制の整備等を行うとした。

## ウ 訪問によらない営業活動への移行

NHKは、これまでの「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」へ業務モデルを転換するとし、これにより「経費を削減するとともに、営業経費のさらなる抑制を図るため、新たな制度の導入を国に求め」として、訪問によらない営業活動の推進を図るとした。

## エ 受信料の引下げとその原資を確保するための取組

経営計画では、受信料について、「新放送センターの建設計画の抜本的な見直しや経営努力によって生み出した剰余金を積み立てる仕組みの導入<sup>9</sup>なども行い、還元の原資として事業規模の1割に当たる700億円程度を確保し」た上で、「新型コロナウイルス感染症の影響や放送法改正の動き、訪問によらない新たな営業施策の進捗などを見極めながら、具体的な方法などを検討し、衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行う方針」であるとした（図表2参照）。

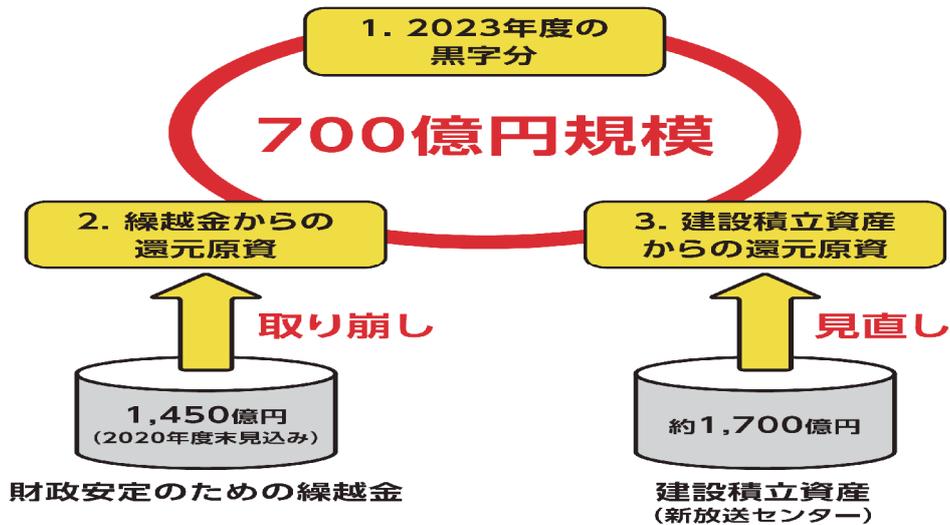
<sup>6</sup> 衛星放送では、らせん状に回転する電波を用いており、その回転方向が進行方向に向かって右回りのものを右旋円偏波、左回りのものを左旋円偏波と呼んでいる。それぞれの放送を受信するためには、専用の分配器やアンテナが必要な場合がある。

<sup>7</sup> NHKの業務の範囲は、放送法第20条に限定列举されており、①国内放送等のNHKが行うことを義務付けられている「必須業務」（第1項）、②NHKの目的を達成するための業務であって、その実施がNHKの判断に任されている「任意業務」（第2項）、③目的と関わりのない業務であって、必須業務や任意業務の円滑な遂行に支障の無い範囲で行うことのできる「目的外法定業務」（第3項）があり、インターネット活用業務は②の任意業務として位置付けられている。

<sup>8</sup> インターネットでNHKの地上波放送番組（総合テレビ・教育テレビの放送番組）を視聴できる動画配信サービスである。NHKプラスは、利用者に対価を求めることなく実施されるが、受信契約を確認できない者に対しては、同時配信の画面上に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示し、見逃し番組配信を利用不可とすることとしている。

<sup>9</sup> この仕組みの導入が盛り込まれていた放送法改正案については、第204回国会（令和3年常会）では成立せず、衆議院において継続審査となった（2.（4）アを参照）。

図表2 還元の原資の確保に向けた取組



(出所) NHK「NHK経営計画(2021-2023年度)説明資料」

## (2) 新型コロナウイルス感染症対応のための取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国民生活及び国民経済に甚大な影響が及び、不確かな情報の拡散は人々の不安をかき立てている。

こうした中、NHKは、正確な情報を迅速に届けることなどを盛り込んだ「公共メディア・NHKの行動指針」<sup>10</sup>を公表したほか、インターネット上において新型コロナウイルス感染症に関する特設サイトを開設し、政府や自治体、専門家会議の会見などをライブストリーミングで配信するなどの取組を実施してきた<sup>11</sup>。

また、NHKは、新型コロナウイルス感染症の影響により受信料の支払が困難になった視聴者に向けた取組として、①受信料の支払に関する相談窓口における受信料支払期限の延伸受付(令和2年3月に窓口設置)<sup>12</sup>、②「持続化給付金」の受給事業者を対象とする2か月間の受信料の全額免除措置(令和2年5月。なお、令和3年3月31日をもって申請受付終了)<sup>13</sup>、③令和2年4月から令和3年3月までの間について延滞利息の支払を不要とする等の受信料支払猶予措置(なお、猶予期間は令和3年9月まで延長)<sup>14</sup>を実施した。

<sup>10</sup> NHK「新型コロナウイルスに対する公共メディア・NHKの行動指針について」(令2.3.24) <<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2019/20200324.pdf>>

<sup>11</sup> NHK「新型コロナウイルスへの対応について」(令2.5.15) <<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200515.pdf>>

<sup>12</sup> NHK「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受信料のお支払いに関するご相談窓口について」(令2.3.25) <[http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona\\_jushinryo.html](http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html)>

<sup>13</sup> NHK「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う放送受信料の免除について」(令2.5.11) <[https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200511\\_2.pdf](https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200511_2.pdf)>

<sup>14</sup> NHK「日本放送協会放送受信規約の一部変更について」(令3.3.10) <<https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwjSg4725ZbyAhXRG6YKHW8fDcYQFnoECAkQAw&url=https%3A%2F%2Fpid.nhk.or.jp%2Fjushinryo%2Fpdf%2Fkiyaku20210310.pdf&usg=AOvVaw1m3QoPyUUUEVgmVuvnmJUUp>>

### (3) NHKかんぽ問題に係る経営委員会の議事録公開

令和元年9月26日の新聞報道<sup>15</sup>において、かんぽ生命の不適切販売を取り上げた平成30年4月のNHK番組の続編の放送<sup>16</sup>に当たり、NHKが情報提供を呼びかける動画をSNS上に投稿したところ、日本郵政グループの抗議等を受け、同年10月に経営委員会が上田NHK会長（当時）を厳重注意していたとの指摘がなされた。同日に経営委員長は、日本郵政グループからの申入れについて、上田NHK会長（当時）に対し、視聴者目線に立った対応が行われるよう必要な措置を講ずるよう伝えたことを認めた上で、自主自律や番組の編集の自由を損なう事実はない旨のコメントを公表した<sup>17</sup>。

他方、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会は、令和2年5月、当時の経営委員会議事録等に係る開示請求に対し一部開示としたNHKの対応について、全部開示が妥当であるとの答申を公表した<sup>18</sup>。これを受け、同年7月に経営委員会は、開示すべきとされた文書について、「公表する形で整理・精査されたものではない」として、「改めて整理・精査したうえで、すでに公表している議事録に追記する」形での開示を行った<sup>19</sup>。

こうした経営委員会の対応について、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会は、令和3年2月、「公開制度の対象となる機関自らが対象文書に手を加えることは制度上予定されていないことであり、それは対象文書の改ざんというそしりを受けかねない危険をはらむもの」として、改めて全部開示が妥当であるとの答申を公表した<sup>20</sup>。

### (4) 国会の動き

#### ア 放送法改正案の提出

NHKは、令和2年10月の「公共放送の在り方に関する検討分科会」<sup>21</sup>において、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」に迅速に取り組むため、①中間持株会社の設置、②「受信設備の設置届出義務」と「未契約者氏名等（居住者情報）の照会」<sup>22</sup>の導入、③受信料還元に関する勘定科目の設置を要望した<sup>23</sup>。同分科会は、これらの要望を中心に検討を進め、令和3年1月に「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」を公表した。

この検討分科会による「とりまとめ」等を踏まえ、政府は、第204回国会（令和3年常会）において、受信料の適正かつ公平な負担を図るため、受信料引下げのための還元

<sup>15</sup> 『毎日新聞』（令和元.9.26）

<sup>16</sup> 当初、続編の放送は平成30年8月を目標とされていたが、NHKは十分な取材が尽くされていないとして同月の放送を延期し、結局、令和元年7月に続編が放送された。

<sup>17</sup> 経営委員会「NHKに関する今回の報道について」（令和元.9.26）〈<https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/news/keiei190926.html>〉

<sup>18</sup> NHK情報公開・個人情報保護審議委員会答申第797号及び第798号（いずれも令和2.5.22）

<sup>19</sup> 第1358回経営委員会議事録（令和2.7.21）〈<https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/giji/g1358.html>〉

<sup>20</sup> NHK情報公開・個人情報保護審議委員会答申第814号、第815号及び第816号（いずれも令和3.2.4）

<sup>21</sup> 総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置され、令和2年4月より開催されている。

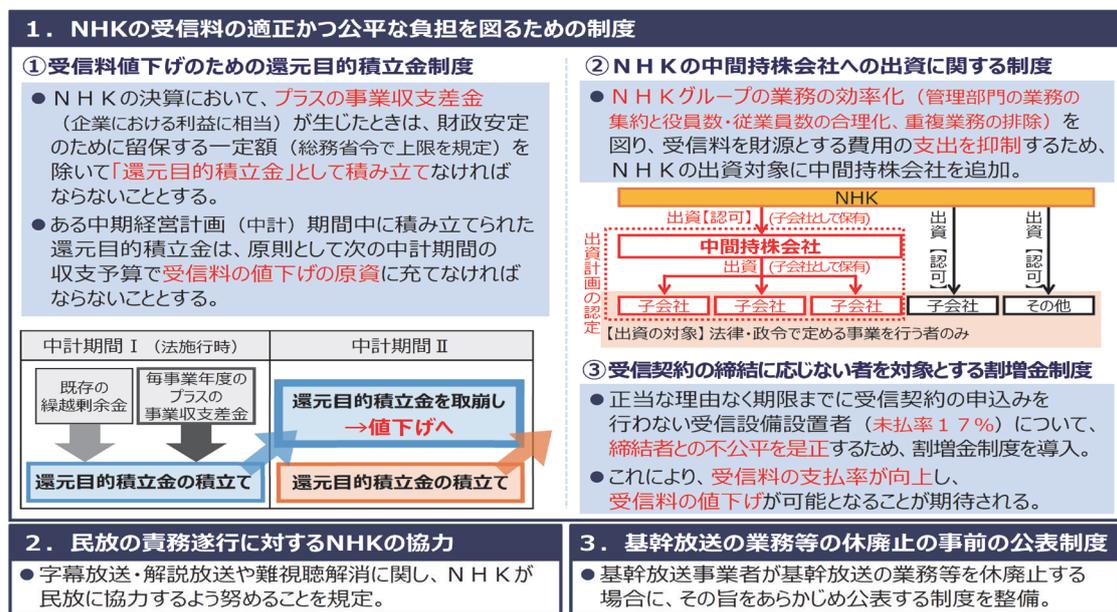
<sup>22</sup> NHK会長の諮問機関である「NHK受信料制度等検討委員会」は、NHKが公益事業者に対して、必要な範囲内に限り、居住情報を照会できる制度を検討することが妥当との答申を行っている（NHK受信料制度等検討委員会諮問第2号答申（平29.9.12））。

<sup>23</sup> 公共放送の在り方に関する検討分科会（第10回）NHK配付資料（令和2.10.16）〈[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000712225.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000712225.pdf)〉

目的積立金に関する制度の整備、NHKの中間持株会社への出資に関する制度の整備、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度の整備等を行う「放送法の一部を改正する法律案」(閣法第39号)(以下「放送法改正案」という。)を提出した(図表3参照)<sup>24</sup>。

しかしながら、同国会では、総務省幹部の接待事案や放送事業者の外資規制違反が発覚し、武田総務大臣も令和3年5月の記者会見において、「この法案(=放送法改正案)を取り巻く事情に鑑みれば、現実的に今国会(=第204回国会(令和3年常会))での成立は難しくなっている」と発言し<sup>25</sup>、結局、放送法改正案は、審議に入ることなく、衆議院において継続審査となった。

図表3 放送法改正案の概要



(出所) 総務省資料

## イ 令和3年度NHK予算の審議

NHKは、放送法第70条に基づき、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画(いわゆるNHK予算)を作成し、NHKの中期経営計画を添えて総務大臣に提出しなければならない。総務大臣は、これに意見を付した上で、内閣を経由して国会に提出し、その承認を得る必要がある。

令和3年度NHK予算は、令和3年1月に開かれた経営委員会での議決を経て、総務大臣に提出された。同予算の収支予算(一般勘定)は、令和2年10月の受信料引下げの影響等により、事業収入が6,900億円(前年度比304億円減)、事業支出が7,130億円(前

<sup>24</sup> 放送法改正案の詳細については、鈴木友紀「NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金制度、割増金制度等の導入—放送法の一部を改正する法律案—」『立法と調査』No.434(令3.4)3~17頁参照。

<sup>25</sup> 武田総務大臣閣議後記者会見の概要(令3.5.28付け総務省公表資料)<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02001029.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001029.html)>

年度比 224 億円減) となった結果、事業収支差金は 230 億円の赤字となり、令和元年度、令和 2 年度に引き続き赤字予算となった (図表 4 参照)。

同予算に対して付された総務大臣の意見では、同予算について、「230 億円の事業収支差金の赤字を見込んでいるところ、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保することが求められる。」とされた<sup>26</sup>。

同予算は、「放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件」(閣承認第 1 号) として、令和 3 年 2 月に衆議院に提出され、総務委員会での審査を経て、3 月 23 日の本会議で多数をもって承認され、参議院に送付された。参議院においては、同月 30 日の総務委員会での審査を経て、31 日の本会議において多数をもって承認された。なお、衆参総務委員会において、それぞれ 20 項目の附帯決議案が提出され、衆議院においては多数をもって、参議院においては全会一致をもって決定された (以下、令和 3 年度 NHK 予算に対して参議院総務委員会が付した附帯決議を「附帯決議」という。)<sup>27</sup>。

図表 4 令和 3 年度 NHK 予算の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業収入：6,900億円           <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信料値下げ (2020年10月から実施) や新型コロナウイルス感染症の影響等により、受信料は、前年度に対して260億円減収の 6,714億円</li> <li>・その他の事業収入は、子会社からの受取配当金の減等により186億円</li> </ul> </li> <li>● 事業支出：7,130億円           <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信料で成り立つ公共メディアとして、安全・安心を支え、良質で多様なコンテンツを提供</li> <li>・インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供するとともに、地方向け放送番組の提供も段階的に実施</li> <li>・開催延期となった東京、及び北京オリンピック・パラリンピックの放送・サービスの実施 等</li> </ul> </li> <li>● 事業収支差金：△230億円           <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造改革による経費削減に努めつつ、東京オリンピック・パラリンピックの放送・サービスの実施や、受信料の減収等により、230億円の不足 (財政安定のための繰越金で補てん)</li> </ul> </li> </ul>
---

(出所) NHK「令和 3 年度 収支予算と事業計画 (要約)」

## ウ NHK 決算の審議

NHKは、放送法第 74 条に基づき、財産目録、貸借対照表、損益計算書、その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書 (いわゆる NHK 決算) を作成し、総務大臣に提出しなければならず、総務大臣は、内閣を通じてこれを国会に提出することとなっている。国会においては、衆参両院にそれぞれ同時に提出され、各院において個別に審議されており<sup>28</sup>、各院においては、総務委員会に付託され、同委員会の審査を経て、本会議で議決される<sup>29</sup>。第 204 回国会 (令和 3 年常会) では、衆議院においては、令和 3

<sup>26</sup> 総務省「日本放送協会令和 3 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」(令 3.2.2) <[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000731247.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000731247.pdf)>

<sup>27</sup> 衆参の附帯決議については、衆議院ウェブサイト<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/soumuD08481ADB3E1C3E4492586A2002E7027.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/soumuD08481ADB3E1C3E4492586A2002E7027.htm)>、参議院ウェブサイト<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f064\\_033001.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f064_033001.pdf)>を参照。

<sup>28</sup> 参議院事務局『平成 25 年版 参議院先例録』195 頁先例 158

<sup>29</sup> 委員会における NHK 決算の議決方法については、参議院においては、これを是認するか否かを議決し、衆

年5月27日の総務委員会において、平成28・29年度のNHK決算（図表5参照）<sup>30</sup>が審議され、同年6月1日の本会議において、いずれも多数をもって異議がない旨議決された<sup>31</sup>。また、参議院においても、同月1日の総務委員会において平成29・30年度及び令和元年度のNHK決算（図表5参照）<sup>32</sup>が審議され、2日の本会議においていずれも多数をもって是認された。

図表5 NHK決算（各年度）

（億円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	参考：令和2年度
事業収入	7,073	7,202	7,332	7,384	7,121
事業支出	6,793	6,972	7,060	7,163	6,870
事業収支差金	280	229	271	220	251

（出所）NHK資料を基に筆者作成

### 3. 国会論議等

#### （1）保有するメディアの整理・削減

国会においては、音声波の整理・削減による経費削減の効果について問われ、NHKは、送信設備について、「例えば、全国放送だけの対応となっておりますラジオ第二の送信所を停波した場合、減価償却費と技術関係経費合わせて毎年十数億円程度の削減を見込んでいます。」とし、その他番組制作費や人件費等のコストがどの程度削減できるのかについては、今後精査していきたい旨答弁した<sup>33</sup>。

また、音声波の整理・削減に当たっては聴取者のニーズに十分配慮すべきとの意見に対し、NHKは、ラジオの利用実態を把握して、整理・削減に当たって配慮すべき点など確認するための調査を行い、「音声波の整理、削減に賛成の方は6割程度、反対の方は1割前後、残る3割程度の方が分からない」との回答が得られたとし、他方、「NHKのラジオを聞かれている人のうち8割以上の方が、整理、削減する際には災害時の情報提供などの公共的役割の維持や、現在放送しているジャンル、語学などの番組ラインナップについては放送波を移すなどして維持すること」などを望む意見があったとした<sup>34</sup>。前田NHK会長は、こうした調査結果を踏まえ、「整理、削減に当たりましては、ニーズの高いコンテンツ

議院においては、異議の有無を議決することとしている（参議院事務局『平成25年版 参議院委員会先例録』78頁先例80、衆議院事務局『平成29年版 衆議院委員会先例集』175頁先例148）。

<sup>30</sup> 「日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」及び「日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書」

<sup>31</sup> 参議院では、平成28年度NHK決算については、第196回国会（平成30年常会）において是認された。

<sup>32</sup> 「日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書」、「日本放送協会平成三十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書」及び「日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書」

<sup>33</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第9号18頁（令3.3.30）

<sup>34</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第14号10頁（令3.6.1）

のほか、音声波で放送したりインターネットも使って提供するなど、皆様の利便性を少なくとも損なわないような配慮を十分にしていきたいと思います<sup>35</sup>。

なお、附帯決議第7項においては、NHKは、「構造改革の実施に当たっては、国民・視聴者のニーズを踏まえ、その利便性を損なうことのないよう十分に留意するとともに、関係者に与える影響について配慮すること。」とされた。

## (2) インターネット活用業務（NHKプラス）

国会においては、インターネット活用業務の推進の必要性について問われ、前田NHK会長は、「現在の放送法ではNHKのインターネット活用業務は放送の補完という位置付けでございまして、放送と通信の融合が進んでおります海外と比べますと社会の現状と合わなくなってきた」とし、「昨年（＝令和2年）4月に開始した同時常時配信と見逃し配信のサービス、NHKプラスの普及を進め」とともに、「地方向けの放送番組の提供の拡大や国際発信の強化を行う」と答弁した<sup>36</sup>。

NHKプラスの普及状況について、NHKは、令和3年4月末までのID登録申請は約170万件、登録数は約135万件であるとし、普及の実態としては、令和2年4月のサービス開始から1年余りであるものの、「まだまだ認知度が低い」とした<sup>37</sup>。このため、NHKは、地方向けの放送番組の見逃し配信<sup>38</sup>も実施できるようにし、徐々に拡大していく方針を示した<sup>39</sup>。また、NHKプラスへの登録の方法が、成り済まし防止等の観点からかなり段階を踏むように設定されており、難しいことが課題であるとして、改善を図る旨の答弁がなされた<sup>40</sup>。

さらに、テレビを設置せずNHKプラスのみを視聴したい者への対応について問われ、前田NHK会長は、「放送法上、NHKプラスは、放送受信料で実施される放送を補完するサービスと位置づけられており」、「現行の制度では、テレビ放送を受信できる設備を設置していない方がNHKプラスだけを利用する受信契約を締結することは想定しておりません」とした上で、「NHKプラスだけを御覧になりたいという方への対応は、私は今後の課題だと考えております。」との認識を示した<sup>41, 42</sup>。

なお、附帯決議第11項においては、「協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を

<sup>35</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第9号12頁（令3.3.30）

<sup>36</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第14号4頁（令3.6.1）

<sup>37</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第18号18頁（令3.5.27）

<sup>38</sup> 令和3年5月からは大阪拠点放送局の夕方ニュース番組、6月からは一部地域放送局の番組の見逃し配信を開始した（NHK「2021年度第1四半期業務報告」（令3.7.20）〈<https://www.nhk.or.jp/info/pr/quarter/assets/pdf/2021-001.pdf>〉）。

<sup>39</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第18号18頁（令3.5.27）

<sup>40</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第18号18頁（令3.5.27）

<sup>41</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第18号17頁（令3.5.27）

<sup>42</sup> 武田総務大臣は、NHKに対して、「公共放送における放送番組等のインターネット配信の意義や、サービスニーズを検証するため、テレビを保有していない方を対象にしたインターネット配信について、社会実証の実施の検討を要請する」としている（武田総務大臣閣議後記者会見の概要（令3.8.27付け総務省公表資料）〈[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02001055.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001055.html)〉）。

的確に把握するとともに、(中略)適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。」とされた。

### (3) 訪問によらない営業活動への移行

国会においては、「訪問によらない営業」へ転換する理由について問われ、前田NHK会長は、「受信料収入が減収局面を迎える中で、訪問による営業に多額の経費を掛けるということにつきましては、私は社会的な理解を得られない」とし、また、「新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、対面での営業活動が受け入れない環境に既になって」いるとして、転換を決めたと説明した<sup>43</sup>。

「訪問によらない営業」の具体的内容については、NHKは、「電力・ガス事業者など公益企業や不動産会社、あるいはケーブルテレビ会社等、他企業との連携を強化」することを挙げ、連携の方法については、電力・ガス事業者には、引っ越しの際に行う電気、ガス、水道などの公共料金の手続に合わせて受信契約の手続も進めてもらい、不動産会社には、不動産の賃貸借契約の締結手続や分譲マンションの購入手続などに合わせて受信契約の手続を進めてもらいたいとした<sup>44</sup>。また、「インターネットを活用した視聴者への理解促進活動、受信契約に関する手続サイトである「受信料の窓口」の利便性の向上など、デジタル営業を進めていくことで、自主的な契約の申出の促進に努めてまいりたい」と説明している<sup>45</sup>。

また、「訪問によらない営業」への移行により収益が上がらなかった場合に、訪問による営業に戻ることはないかと問われ、前田NHK会長は、「従来型の訪問による営業という形には戻さないつもり」とであると答弁した<sup>46</sup>、<sup>47</sup>。なお、NHKは、受信契約がありながら支払に応じない場合については、「公共放送の役割や受信料制度の意義について直接御説明する訪問活動も一定程度必要」との見解を示している<sup>48</sup>。

さらに、武田総務大臣が営業経費の肥大化を解決する手段として提案<sup>49</sup>した日本郵便との連携については、NHKは、「受信契約のお届けがお済みでない住所に対して受信契約のお申込みや住所変更のお届けをお願いする書面を送付することを検討」しているとした上で、その効果について、「初めての取組でありまして、現時点でどの程度の効果があるか判断できる材料はございませんけれども、多くの皆様にNHKの取組や受信料制度を御理解いただき受信契約のお申込みをいただくために活用してまいりたい」と答弁した<sup>50</sup>。

<sup>43</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第14号12頁(令3.6.1)

<sup>44</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第10号8、9頁(令3.3.18)

<sup>45</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第11号19頁(令3.3.22)

<sup>46</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第14号12頁(令3.6.1)

<sup>47</sup> 令和3年度第1四半期の契約収納費(6月末)は、業務モデルの転換に伴う訪問員の手数料の減などにより前年度に比べ14億円減少した。また、「訪問によらない営業」の取次数は標準進捗率を下回ったが、契約総数と衛星契約数の増加は前年度実績を大きく上回るなど、一定の効果を上げている(NHK「2021年度第1四半期業務報告」(令3.7.20) <<https://www.nhk.or.jp/info/pr/quarter/assets/pdf/2021-001.pdf>>)。

<sup>48</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第9号16頁(令3.3.30)

<sup>49</sup> 武田総務大臣閣議後記者会見の概要(令2.12.21付け総務省公表資料) <[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kaiken/01koho01\\_02000978.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000978.html)>

<sup>50</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第14号12頁(令3.6.1)

なお、日本郵便は、令和3年6月より、受取人の氏名が不明であっても、受取人の住所又は居所が分かっているならば郵便物を配達することができる「特別あて所配達郵便」サービスの取扱いを試行しており<sup>51</sup>、NHKは、同年7月より、「訪問によらない営業」の一環として、一部の地域で同サービスの試験的な利用を開始している<sup>52</sup>。

#### (4) 受信料の引下げ

国会においては、受信料の引下げについて、公共放送の独立性の観点から政府が介入すべきではないのではないかと問われ、武田総務大臣は、「放送法では、NHK予算は総務大臣の意見を付して国会で御審議いただくこととされていることから、受信料水準について私が意見を述べることは差し支えない」と認識しているとした上で、「NHKは繰越剰余金が積み上がっており、多くの国民・視聴者から今の受信料は高いという御意見が寄せられている状況を踏まえれば、受信料の引下げについて意見を申し述べることは妥当である」と答弁した<sup>53</sup>。

経営計画では、令和5年度に受信料の引下げを実施する方針が示されているところ、これを前倒しして実施すべきではないかとの指摘がなされ、前田NHK会長は、「今回の値下げに関しましては、私は、スポット対応するものではなくて、恒久的に下げたいと考えているとした上で、「コスト構造を大幅にスリム化して、事業規模も縮小することによりまして、2023年度までに700億円程度の原資を確保し、恒久的な受信料引下げを実施したい」として<sup>54</sup>、受信料引下げの前倒しに慎重な姿勢を示した。

また、受信料の引下げに当たっては、地上波の料金<sup>55</sup>も含めて実施すべきではないかとの質疑に対し、前田NHK会長は、「現在の受信料は地上契約と衛星契約の2階建てになっておりまして、視聴者の皆様からは衛星契約の部分が割高感があると指摘されておりまして、今回はここを引き下げる必要があると現時点では考えております。」とした<sup>56</sup>。武田総務大臣は、令和5年度の受信料引下げという方針が示されたことについて、「一定の評価はできるのではないかとしつつ、「受信料引下げの具体的な内容については可能な限り早期に明らかにすべき」として、NHKに対して早期の検討を求めた<sup>57</sup>。なお、附帯決議第9項においても、「国民・視聴者の負担軽減に資するよう、中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化する」とこととされた。

受信料の引下げ幅については、菅内閣総理大臣は、令和3年1月の施政方針演説におい

---

<sup>51</sup> 日本郵便「特別あて所配達郵便の取り扱いの試行」(令3.5.28) <[https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2021/00\\_honsha/0528\\_01\\_01.pdf](https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2021/00_honsha/0528_01_01.pdf)>

<sup>52</sup> 前田NHK会長記者会見要旨(令3.6.3付けNHK公表資料) <<https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/kaichou/k2106.pdf>>

<sup>53</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第9号11頁(令3.3.30)

<sup>54</sup> 第204回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第2号38頁(令3.2.26)

<sup>55</sup> 受信料額は、地上放送のみ受信できるテレビ等の場合(地上契約)は、月額1,225円、衛星放送を受信できるテレビ等の場合(衛星契約)は、地上契約の1,225円に衛星付加受信料945円を加えた月額2,170円(衛星契約)となっている。料金は、いずれも2か月払かつ口座振替又はクレジットカード等継続払とした場合の額である。

<sup>56</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第11号18頁(令3.3.22)

<sup>57</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第11号18頁(令3.3.22)

て、「NHKについては、業務の抜本的効率化を進め、国民負担の軽減に向け放送法の改正をします。これにより、事業規模の1割に当たる700億円を充て、月額で1割を超える思い切った受信料の引下げにつなげます。」としている。なお、第204回国会(令和3年常会)における放送法改正案の成立が見送られたことについて、前田NHK会長は、令和3年6月の定例記者会見において、「受信料の引き下げについては、放送法の改正案が通らなくても、できないわけではありません」として<sup>58</sup>、受信料引下げへの影響は限定的との見方を示している。

#### (5) 放送センターの建替え

渋谷区にある放送センターは老朽化等により建替えが決まっており、想定建設費は約1,700億円とされている<sup>59</sup>。NHKは、経営計画において、令和5年度における受信料の引下げの原資の確保のため、「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」を実施する方針を示している。

この抜本的な見直しの考え方について問われ、前田NHK会長は、「今後の放送サービスの在り方や技術の進展、また新型コロナを踏まえたオフィスの在り方の検討を踏まえて、建物の規模や経費などを見直していきたい」とし、「計画の見直しの作業を急ぎまして、具体的な内容がまとまり次第公表し、視聴者・国民の皆様の理解が得られるような形にしていきたいと思います」とした<sup>60</sup>。

また、抜本的な見直しに対する総務大臣の受け止めに問われ、武田総務大臣は、「新放送センター建設計画の見直しは、NHK自身が表明している2023年度の受信料の引下げに向けた重要な取組であると認識」しているとした上で、NHKに対し、「具体的な内容を早期に明らかにし」てほしい旨答弁した<sup>61</sup>。

なお、附帯決議第10項においては、放送センターの建替えについて、「国民・視聴者の理解が得られるよう説明を尽くすとともに、建替えに係る費用の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を国民・視聴者に適切に還元すること。」とされた。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症対応のための取組

新型コロナウイルス感染症をめぐる報道の在り方について問われ、前田NHK会長は、「命と暮らしを守る報道の使命を果たすために、事実やデータに基づく情報の発信を、テレビ、インターネット、ラジオ、それぞれの特性を生かしながら、全国放送、地域放送、共に強化」しているとした<sup>62</sup>。また、各地方の放送局においてワクチン接種に関する情報を放送すべきとの要望に対し、前田NHK会長は、視聴者の声を踏まえ、「地域放送局では、

<sup>58</sup> 前田NHK会長記者会見要旨(令3.6.3付けNHK公表資料) <<https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/kaichou/k2106.pdf>>

<sup>59</sup> NHK「放送センター建替基本計画」(平28.8.30) <[https://www.nhk.or.jp/info/pr/tatekae/assets/pdf/kihon-keikaku\\_01.pdf](https://www.nhk.or.jp/info/pr/tatekae/assets/pdf/kihon-keikaku_01.pdf)>

<sup>60</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第9号9頁(令3.3.30)

<sup>61</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第9号9頁(令3.3.30)

<sup>62</sup> 第204回国会衆議院総務委員会会議録第18号3頁(令3.5.27)

自治体ごとの接種のスケジュールや準備状況を始め、接種方法や会場、自治体が設置したワクチンの相談窓口などの情報を、放送とともに地域放送局独自のインターネット特設サイトも活用しながら、住民の方々にきめ細かくお伝え」しているとした<sup>63</sup>。

他方、受信料の支払が困難な状況となる契約者に対する取組（２．（２）参照）の状況について、NHKは、①相談窓口への受信料支払期限延伸の申出は令和３年１月までで約 9.7 万件<sup>64</sup>、②持続化給付金の受給事業者を対象とする全額免除措置の適用件数は、令和３年３月末までで約 85.6 万件、免除額は約 16.5 億円<sup>65</sup>であるとし、③受信料支払猶予措置については、「支払を猶予された方が不利益にならないよう、引き続き丁寧に対応していきたい」とした<sup>66</sup>。

また、受信料免除措置の対象拡大について問われ、NHKは、「免除の措置は一般視聴者の負担により成り立つものであることから、限定的に運用するという基本的な考え方は維持しつつ、適切な受信料体系の在り方について引き続き検討してまいりたい」とした<sup>67</sup>。

なお、附帯決議第 9 項においては、「協会は、繰越金や今後の事業収支の見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、（中略）受信料の支払いが困難となった者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うほか、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。」とされた。

#### （７）NHK かんぽ問題に係る経営委員会の議事録公開

NHK かんぽ問題に係る経営委員会の議事録を開示すべきとした NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の答申への対応について問われ、森下経営委員長は、令和 2 年 5 月の 1 回目の答申については、「当時の経営委員会、経営委員全員で十分に議論を行った結果、公表すれば、非公表での意見交換という前提を覆すということになりますし、今後の経営委員会の運営に支障を来すということになるということで、経営委員会の総意として、公表しないということを決めました。」とした上で、「そのときの審議委員会の意見は、視聴者に十分な説明責任を果たすために開示すべきだということでございましたので、そのことについては十分重く受け止めて、経営委員会としては、議事録に相当するということ、当時の内容について議事録に追記する形で情報を公表したものでございます。」と答弁した<sup>68</sup>。

この経営委員会の対応では不十分とした令和 3 年 2 月の 2 回目の答申への対応について、森下経営委員長は、「（令和 3 年） 2 月 9 日から検討を始めておりますが、しっかりと十分な議論を行うことが必要」であるとし、「途中の段階で公表すると視聴者・国民の皆様は無用な混乱を来すおそれが考えられるということもございまして、現時点で議論の内容を明らかにすることは差し控えさせていただきます。」とした。検討結果の公表については、

<sup>63</sup> 第 204 回国会参議院総務委員会会議録第 9 号 5 頁（令 3. 3. 30）

<sup>64</sup> 第 204 回国会参議院総務委員会会議録第 9 号 18 頁（令 3. 3. 30）

<sup>65</sup> 第 204 回国会参議院総務委員会会議録第 14 号 16 頁（令 3. 6. 1）

<sup>66</sup> 第 204 回国会参議院総務委員会会議録第 9 号 18 頁（令 3. 3. 30）

<sup>67</sup> 第 204 回国会参議院総務委員会会議録第 9 号 22 頁（令 3. 3. 30）

<sup>68</sup> 第 204 回国会衆議院予算委員会会議録第 8 号 35 頁（令 3. 2. 10）

「経営委員会の透明性の確保という観点から、方針決定後に議論の内容は公表したい」と答弁した<sup>69</sup>。

なお、附帯決議第2項においては、「協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、情報の十分な開示・説明を行うため、議事録の適切な作成・管理・公表を行うこと。特に、経営委員会は、放送法を遵守し、その意思決定に至る過程等について、適切な議事録等の作成・公表を徹底すること。」とされた。

その後、経営委員会は、第204回国会（令和3年常会）閉会後の令和3年7月に「NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の答申への対応について」を公表し、「経営委員会で幅広く、真摯に検討した結果、非公表を前提とした議論を開示することは極めて異例の対応ですが、経営委員会が「役員職務の執行の監督」という極めて重要な権限行使として会長を注意したという特異な事案であり、開示すべきとされた審議委員会の2度目の答申を尊重し、対象文書を開示する」こととした<sup>70</sup>。

#### 4. おわりに

本稿では、NHKをめぐる最近の主な動きと第204回国会（令和3年常会）におけるNHKに関する議論について概観してきた。NHKは、政府に対し放送法改正を要望するとともに、令和3年度から令和5年度までの経営計画を公表するなど、「三位一体改革」の実現に向けた取組を実施してきた。同国会においては、NHKの要望等を踏まえ、放送法改正案が提出されるとともに、令和3年度NHK予算が承認されたほか、衆参ともに約3年ぶりとなるNHK決算の審議がなされた。放送法改正案については、同国会での成立が見送りとなったが、前田NHK会長は、経営計画の修正の必要はないとの認識を示している<sup>71</sup>。

NHKにおいては、今後、経営計画において示された受信料の引下げや衛星波・音声波の整理・削減を始めとする各種の取組について、早期に具体的内容を明らかにすることが求められる。また、国会においては、放送法改正案が衆議院において継続審査となっており、引き続き法案審査の動向が注視される。

（えんどう かずひろ）

---

<sup>69</sup> 第204回国会参議院総務委員会会議録第9号27頁（令3.3.30）

<sup>70</sup> 経営委員会「NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の答申への対応について」（令3.7.8）〈<https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/new/keiei210708.html>〉

<sup>71</sup> 前田NHK会長記者会見要旨（令3.6.3付けNHK公表資料）〈<https://www.nhk.or.jp/info/pr/toptalk/assets/pdf/kaichou/k2106.pdf>〉